府　令

○内閣府令第四十七号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第三項及び第四十六条並びに大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第三項の規定に基づき、並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び大規模地震対策特別措置法施行令並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）を実施するため、災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） **第一条の八**　法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） **第三条**　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 ［一～三　略］ 四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長 ［五～十二　略］ （緊急通行車両についての確認に係る申出の手続） **第六条**　令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。 ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 一　申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し 二　申出に係る車両が、令第三十二条の二第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類 三　令第三十三条第二項の申出である場合にあつては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類	（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置） **第一条の八**　法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。 （令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長） **第三条**　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。 ［一～三　同上］ 四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長 ［五～十二　同上］ ［条を加える。］